「Azure Prepayment購入等に係る調達（単価契約）」の質問に対する回答

項番	区分	該当ページ	質問事項	回答
1	仕様書 第４の２	１ページ	仕様書第４の２に記載の、既存のMicrosoft Enterprise Agreement（EA）に基づくAzure Prepaymentの追加手続（SCE契約）について、本調達は、既存のSCE契約を継続した上でリセラーを変更するものとの理解で相違ないでしょうか。 また、その場合に必要となるリセラー変更手続（Change of Channel Partnerに係る書類への署名等）にご対応いただくことは可能でしょうか。	本調達は、既存のEAに基づき、新たにSCE加入契約を締結してAzure Prepaymentを購入するものです。新規の加入契約となるため、LSPは本調達手続で契約した事業者となり、リセラー変更（Change of Channel Partner）の手続きは不要です。
2	仕様書 第４の２	１ページ	現在のSCE契約の開始日および満了日をご教示ください。また、本調達による利用開始時点（令和９年１月１日）がSCE契約期間の何年目に当たるか、併せてご教示ください。	既存のSCE契約はありません。本調達で新規にSCE契約を締結するため、利用開始時点（令和９年１月１日）は契約期間の１年目（初年度）に当たります。なお、契約期間は令和９年１月１日から令和10年５月31日まで（初年度５か月、２年目12か月）を想定しています。
3	仕様書 第４の２	１～２ ページ	Microsoft側に本調達または既存のEA／SCE契約のご担当者がいらっしゃる場合、差し支えない範囲で、氏名および連絡先をご教示いただくことは可能でしょうか。	Microsoftの担当者に関する情報については、契約締結後、本調達の履行上必要な場合には、個別に対応を協議します。
4	仕様書 第４の２ 及び 第５の１	１～２ ページ	Azure Prepaymentの追加手続に当たり、弊社からMicrosoftへの発注手続上、SCEの残存契約期間分を一括して手配する必要がある場合、貴センターからの発注が複数回に分かれる場合であっても、当該手続に必要な書面（残存契約期間分の発注意思および予定数量を確認できる加入申込書等）をご提示いただくことは可能でしょうか。	センターからの発注は、仕様書に定める方法により実施します。 受注者が Microsoftへの手続を行うに当たり、書面の提出が必要となる場合は、契約締結後、その必要性及び内容を確認の上、センターとして対応可能な範囲で協力します。 ただし、将来の発注数量又は発注時期を保証する書面の提出は予定しておりません。
5	仕様書 第４の２	１ページ	本調達には、Azure Standard Support等の有償サポートの提供は含まれないとの理解で相違ないでしょうか。	ご認識のとおり、有償サポートの提供は含まれません。
6	仕様書 第４ １及び２	１ページ	本調達で購入されるAzure Prepaymentは年払いを前提としており、各契約年度に割り当てられた金額のうち、次回の契約応当日（最終年度は契約満了日）までに使用されなかった残額は失効します。 この点について、あらかじめご了承いただけますでしょうか。	Azure Prepaymentの未使用残額の取扱いについては、Microsoftの定める条件に従います。
7	仕様書 第４の１ 及び 第５の２	１～２ ページ	仕様書に記載の予定購入数量について、実際の購入数量は各発注時に指定されるとの理解で相違ないでしょうか。 また、現時点で想定される各利用期間の初回発注数量または最低発注数量があれば、ご教示ください。	ご認識のとおりです。 初回発注数量又は最低発注数量については現時点で明示することはできません。
8	仕様書 第４の１	１ページ	令和９年１月１日から令和９年５月31日までの予定購入数量（245本／月）には、既存契約分の更新・再購入に相当する数量は含まれず、全量が追加購入分であるとの理解で相違ないでしょうか。 更新・再購入に相当する数量が含まれる場合は、その内訳をご教示ください。	仕様書に記載の予定購入数量は、本調達において購入を予定する数量です。既存のSCE契約は存在しないため、既存契約分の更新や再購入に当たる部分はありません。
9	仕様書 第６の１	２ページ	「納入期限」について、仕様書では「利用開始希望月の前月１日（休日の場合は直前の平日）までの発注分については、利用開始希望月の1日までに納入」と記載されています。 一方で、利用開始希望月の１日までに当該設定／反映を行う必要があるものの、システム上の反映までに２～３日程度のタイムラグが生じる可能性があります。 この場合の納入期限について、反映までの遅延（２～３日程度）が生じることは許容いただけますでしょうか。許容される場合、許容範囲（例：〇営業日まで等）があれば併せてご教示ください。	納入期限については仕様書記載のとおりです。受注者は利用開始希望日までに利用開始できるよう手続を行ってください。 ただし、やむを得ない事情がある場合は個別に協議します。
10	仕様書 第12（４）	４ページ	入札参加要件であるマイクロソフト認定の「Licensing Solution Partner」について、当該資格の保有を証明する書類の提出は必要でしょうか。必要な場合は、提出書類および提出時期をご教示ください。	マイクロソフト認定の「Licensing Solution Partner」か否かについては、Microsoftが公開している情報で確認可能であるため、書類の提出は不要です。